4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　請負代金額の10分の１以上（保証金納付箇所　三井住友銀行ベイサイド支店）。ただし、銀行又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該役務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該役務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑹　2⑴イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は、説明書による。
5　契約に係る情報提供の協力依頼　次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。
なお、詳細については、説明書を参照して下さい。
⑴　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
⑵　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary design of bridges for Hokkaido Shinkansen
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 16, March 2016
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 11, May 2016
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, Kita 2 Nishi 1—1 Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060—0002 Japan TEL 011—231—3489

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する新千歳空港Ａ滑走路南側舗装老朽化対策工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 28 年３月１日
北海道開発局長　本田　幸一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　新千歳空港Ａ滑走路南側舗装老朽化対策工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道苫小牧市
3　工事内容　工事延長：Ｌ＝450m、本体舗装（切削打換え）：Ａ≒27,000㎡、ショルダー舗装（撤去打換え）：Ａ≒240㎡、ショルダー舗装（切削嵩上げ）：Ａ≒7,080㎡、誘導路擦りつけ舗装：Ａ≒460㎡
4　工事区分　舗装
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成28年３月１日から平成28年３月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成28年４月１日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060—8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011—709—2311 内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成12年度以降に、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
・離着陸回数10万回以上の供用中の空港の制限区域内において、基本施設のアスファルト舗装面積20,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること。
※「基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度以降に供用中の空港の制限区域内において、基本施設のアスファルト舗装の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
(ｲ)　平成12年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。